

報道関係 各位

令和2年10月1日

(担当)

企画総務部企画総務グループ

TEL: 076-431-6156 FAX: 076-431-5274

新型コロナウイルス感染症の流行に伴う受診控えにより、
富山支部加入者の医療費が大きく減少（全国4番目の減少幅）
～ 適正受診を目的とした医療機関の役割分担に関する周知を開始 ～

全国健康保険協会富山支部^(注1)（以下「当支部」という。）では、全国健康保険協会管掌健康保険に加入する者の医療費データから、令和2年4月から6月までの医療費の推移を分析しました（cf.別添1）。

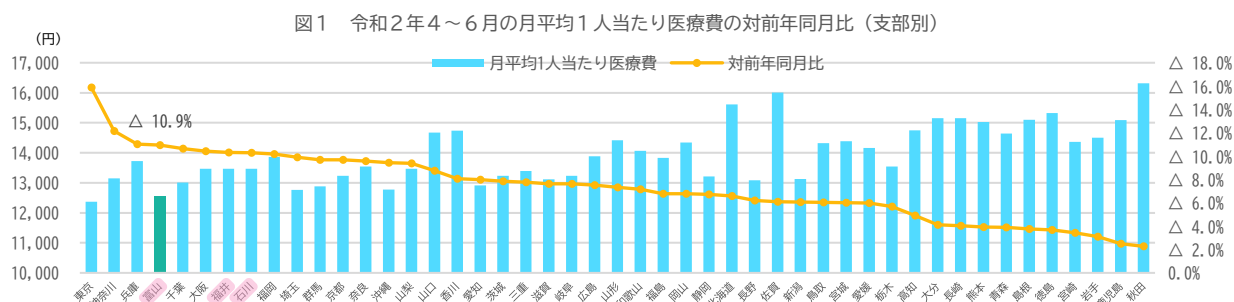
< 1. 分析結果 >

医療費が減少した主な要因は、入院・入院外ともに「受診率の減少」

当支部の加入者における令和2年4～6月の月平均1人当たり医療費は12,540円（[対前年同月比△10.9%](#)）となっており、うち、入院が3,599円（同△12.4%）、入院外（調剤分を含む。以下同じ。）が7,453円（同△10.9%）となっています。

また、令和2年4～6月の月平均1人当たり医療費を三要素に分解してみると、入院では、受診率（1000人当たり件数。以下同じ。）が6.86（[同△16.5%](#)）、1件当たり日数が10.18日（同5.4%）、1日当たり医療費が51,538円（同△0.4%）となっており、入院外では、受診率が411.82（[同△19.7%](#)）、1件当たり日数が1.33日（同△2.3%）、1日当たり医療費が13,652円（同13.6%）となっています。

この結果から、今般の当支部の加入者における医療費の減少は、受診率の減少が主な要因として考えられ、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う受診控えが一定程度影響を及ぼしていることが推察されました^(注2)。なお、当支部の加入者における令和2年4～6月の月平均1人当たり医療費の対前年同月比は、東京支部、神奈川支部、兵庫支部に続き、全国4番目の減少幅となっています。



< 2. 当支部の取組 >

適正受診を目的とした医療機関の役割分担に関する周知を開始

過度な受診控えは、健康上のリスクを高めてしまう可能性があり、コロナ禍においても持病の治療や予防接種・健診等の健康管理を進めることが重要です。

また、大病院が新型コロナウイルス感染症への対応をはじめとする救急医療や専門医療等の本来的な役割を果たしていくためには、身近な病気やケガについては中小病院や診療所を受診し、必要に応じて専門医を紹介してもらう等、医療機関の役割分担を意識した受診行動をとることが重要です。

今般、当支部では、医療機関の役割分担への理解を深めていただくことを目的に、紹介状なく大病院を受診した場合に生じる定額負担の仕組み（cf. 別添2）を説明したリーフレットを発行し、加入者への配布や医療機関での掲示等を開始しました。また、同内容のランディングページ（<https://jhia-toyama.com>）を作成し、令和2年8月より10月までの間、WEB広告配信を実施しています。



今後、当支部においては、加入者の健康の保持増進のため、引き続き適正受診の周知を進めてまいります。つきましては、本取組を各種報道等で積極的にご周知いただきますようお願い申し上げます。

（注1）平成20年10月1日、国の政府管掌健康保険事業を継承し、これを運営する法人として設立されました。主に、中小企業で働く従業員とその家族が加入する健康保険の保険者として健康保険事業を行っています。約230万事業所、約4,000万人の加入者からなる日本最大の医療保険者であり、当支部には、県内約1万9,000事業所、約41万人の方が加入されています（令和2年3月時点）。

（注2）新型コロナウイルス感染症による医療費への影響に係る分析は、中長期的なデータ追跡が必要であり、短期に影響を判断することは困難と考えています。いずれにしても、医療保険者として今後の動向を注視してまいります。

医療費の分析結果

1) 加入者 1 人当たり医療費の推移

当支部の加入者における令和 2 年 4～6 月の月平均 1 人当たり医療費の対前年同月比は、東京支部、神奈川支部、兵庫支部に続き、全国 4 番目の減少幅となっています。(cf. 表 1-1)

また、当支部の加入者における平成 30 年度の 1 人当たり医療費は対前年度比 1.2%(全支部の加入者平均 1.6%)、令和元年度の 1 人当たり医療費は対前年度比 3.3%(同 2.5%)となっており、1 人当たり医療費はこれまで増加傾向にありましたが、令和 2 年 4 月以降減少しています。(cf. 表 2、表 3)

表 1-1 令和 2 年 4～6 月の月平均 1 人当たり医療費の対前年同月比(支部別)

順位	支部	月平均 1 人当たり 医療費	対前年 同月比	順位	支部	月平均 1 人当たり 医療費	対前年 同月比	順位	支部	月平均 1 人当たり 医療費	対前年 同月比	順位	支部	月平均 1 人当たり 医療費	対前年 同月比
1	東京	12,368	△15.9%	13	奈良	13,544	△9.6%	25	和歌山	14,063	△7.2%	37	高知	14,751	△4.9%
2	神奈川	13,149	△12.2%	14	沖縄	12,778	△9.4%	26	福島	13,827	△6.8%	38	大分	15,151	△4.1%
3	兵庫	13,726	△11.0%	15	山梨	13,471	△9.4%	27	岡山	14,343	△6.8%	39	長崎	15,156	△4.0%
4	富山	12,540	△10.9%	16	山口	14,676	△8.7%	28	静岡	13,217	△6.7%	40	熊本	15,020	△3.9%
5	千葉	13,013	△10.6%	17	香川	14,736	△8.1%	29	北海道	15,607	△6.6%	41	青森	14,638	△3.9%
6	大阪	13,472	△10.4%	18	愛知	12,918	△8.0%	30	長野	13,087	△6.2%	42	島根	15,102	△3.8%
7	福井	13,473	△10.3%	19	茨城	13,234	△7.9%	31	佐賀	16,006	△6.1%	43	徳島	15,318	△3.7%
8	石川	13,470	△10.3%	20	三重	13,391	△7.8%	32	新潟	13,128	△6.1%	44	宮崎	14,364	△3.4%
9	福岡	13,866	△10.2%	21	滋賀	13,113	△7.6%	33	鳥取	14,317	△6.0%	45	岩手	14,502	△3.1%
10	埼玉	12,763	△9.9%	22	岐阜	13,232	△7.6%	34	宮城	14,381	△6.0%	46	鹿児島	15,085	△2.5%
11	群馬	12,876	△9.7%	23	広島	13,882	△7.5%	35	愛媛	14,158	△6.0%	47	秋田	16,315	△2.3%
12	京都	13,236	△9.7%	24	山形	14,417	△7.3%	36	栃木	13,543	△5.7%				

(注 1) 健康保険法第 3 条第 2 項被保険者に係る分は含まれていない。

(注 2) 医療費は、社会保険診療報酬支払基金審査分(入院、入院外、歯科、調剤、食事療養、訪問看護に係るもの)である。

図1 令和2年4～6月の月平均1人当たり医療費の対前年同月比（支部別）

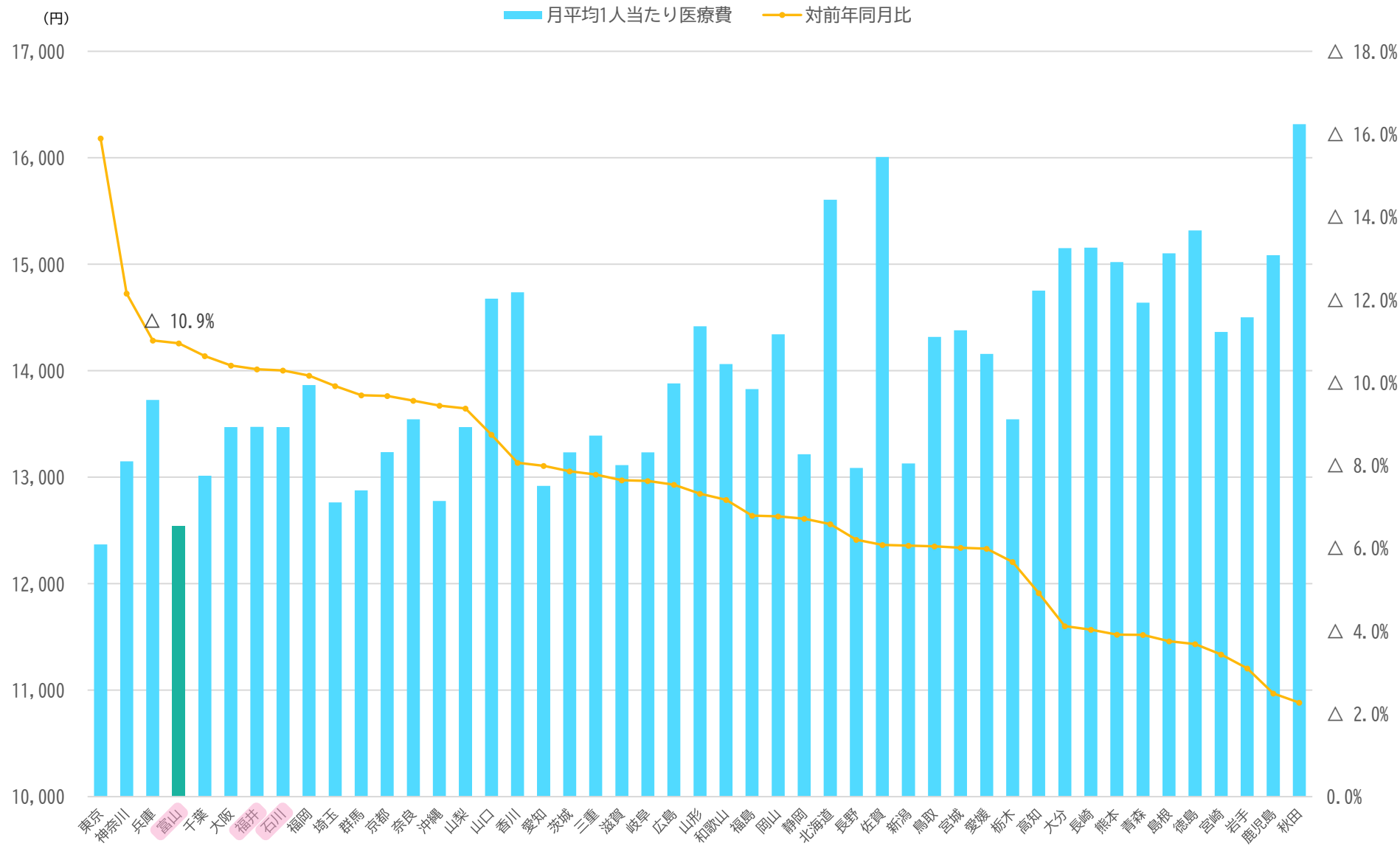


表 1－2 令和 2 年 4 月の 1 人当たり医療費の対前年同月比（支部別）

順位	支部	1人当たり医療費	対前年同月比	順位	支部	1人当たり医療費	対前年同月比	順位	支部	1人当たり医療費	対前年同月比	順位	支部	1人当たり医療費	対前年同月比
1	東京	11,832	△26.6%	13	富山	12,796	△10.3%	25	岡山	14,428	△7.2%	37	青森	14,657	△5.2%
2	福井	12,875	△15.0%	14	茨城	13,027	△10.2%	26	宮城	14,268	△7.0%	38	佐賀	16,157	△5.0%
3	神奈川	12,826	△14.8%	15	愛知	12,785	△10.1%	27	静岡	13,432	△7.0%	39	高知	14,738	△5.0%
4	埼玉	12,337	△13.6%	16	石川	13,557	△9.4%	28	栃木	13,572	△6.8%	40	熊本	14,949	△4.9%
5	山梨	13,208	△13.1%	17	山口	14,753	△9.4%	29	長野	13,021	△6.7%	41	長崎	15,190	△3.8%
6	兵庫	13,574	△12.5%	18	群馬	13,007	△9.4%	30	愛媛	14,257	△6.6%	42	岩手	14,494	△3.7%
7	大阪	13,456	△11.7%	19	三重	13,376	△9.1%	31	北海道	15,974	△6.1%	43	鹿児島	14,930	△3.6%
8	千葉	12,886	△11.3%	20	沖縄	12,485	△9.0%	32	新潟	13,228	△5.9%	44	徳島	15,454	△3.5%
9	奈良	13,602	△11.2%	21	京都	13,447	△8.9%	33	滋賀	13,363	△5.9%	45	秋田	16,637	△2.1%
10	山形	14,193	△10.6%	22	和歌山	14,087	△8.4%	34	大分	14,860	△5.7%	46	宮崎	14,395	△1.2%
11	福岡	13,778	△10.5%	23	香川	14,914	△8.2%	35	福島	13,799	△5.7%	47	島根	15,306	△1.0%
12	岐阜	13,004	△10.3%	24	広島	13,983	△8.0%	36	鳥取	14,402	△5.3%				

（注 1）健康保険法第 3 条第 2 項被保険者に係る分は含まれていない。

（注 2）医療費は、社会保険診療報酬支払基金審査分（入院、入院外、歯科、調剤、食事療養、訪問看護に係るもの）である。

表 1－3 令和 2 年 5 月の 1 人当たり医療費の対前年同月比（支部別）

順位	支部	1人当たり医療費	対前年同月比	順位	支部	1人当たり医療費	対前年同月比	順位	支部	1人当たり医療費	対前年同月比	順位	支部	1人当たり医療費	対前年同月比
1	石川	12,408	△17.2%	13	神奈川	12,585	△14.3%	25	新潟	12,249	△11.7%	37	島根	13,999	△9.2%
2	兵庫	12,725	△16.3%	14	山口	13,571	△14.1%	26	香川	13,702	△11.4%	38	徳島	14,301	△9.2%
3	富山	11,643	△16.3%	15	滋賀	12,033	△13.8%	27	岡山	13,316	△11.4%	39	宮崎	13,470	△9.0%
4	沖縄	11,796	△15.9%	16	山形	13,360	△12.9%	28	福島	12,945	△10.9%	40	熊本	14,216	△8.6%
5	福井	12,561	△15.8%	17	山梨	12,587	△12.7%	29	和歌山	13,214	△10.8%	41	栃木	12,905	△8.4%
6	大阪	12,459	△15.7%	18	佐賀	15,009	△12.5%	30	三重	12,747	△10.7%	42	青森	13,661	△8.4%
7	群馬	11,942	△15.4%	19	北海道	14,368	△12.5%	31	静岡	12,395	△10.7%	43	大分	14,397	△7.5%
8	福岡	12,893	△15.1%	20	岐阜	12,334	△12.5%	32	長野	12,382	△10.6%	44	長崎	14,316	△7.4%
9	東京	11,724	△15.0%	21	茨城	12,322	△12.3%	33	鳥取	13,662	△10.4%	45	岩手	13,598	△7.3%
10	京都	12,273	△15.0%	22	広島	12,853	△12.3%	34	愛媛	13,261	△10.2%	46	鹿児島	14,408	△6.5%
11	奈良	12,436	△14.6%	23	愛知	12,161	△12.1%	35	高知	13,956	△9.5%	47	秋田	15,278	△6.0%
12	千葉	12,189	△14.4%	24	埼玉	12,261	△11.8%	36	宮城	13,501	△9.4%				

（注 1）健康保険法第 3 条第 2 項被保険者に係る分は含まれていない。

（注 2）医療費は、社会保険診療報酬支払基金審査分（入院、入院外、歯科、調剤、食事療養、訪問看護に係るもの）である。

表 1－4 令和 2 年 6 月の 1 人当たり医療費の対前年同月比（支部別）

順位	支部	1人当たり 医療費	対前年 同月比	順位	支部	1人当たり 医療費	対前年 同月比	順位	支部	1人当たり 医療費	対前年 同月比	順位	支部	1人当たり 医療費	対前年 同月比
1	神奈川	14,039	△7.4%	13	大阪	14,500	△3.9%	25	栃木	14,154	△1.8%	37	福井	14,988	△0.2%
2	千葉	13,963	△6.5%	14	沖縄	14,052	△3.6%	26	愛知	13,810	△1.8%	38	岐阜	14,362	△0.1%
3	富山	13,183	△6.3%	15	三重	14,052	△3.6%	27	宮城	15,374	△1.7%	39	宮崎	15,228	△0.1%
4	京都	13,990	△5.3%	16	滋賀	13,942	△3.4%	28	長野	13,858	△1.3%	40	大分	16,195	0.8%
5	福岡	14,929	△5.0%	17	奈良	14,595	△2.9%	29	北海道	16,477	△1.3%	41	秋田	17,029	1.2%
6	香川	15,595	△4.7%	18	山口	15,705	△2.9%	30	愛媛	14,957	△1.3%	42	山形	15,701	1.5%
7	東京	13,551	△4.6%	19	静岡	13,824	△2.5%	31	島根	16,002	△1.2%	43	徳島	16,202	1.5%
8	埼玉	13,690	△4.4%	20	広島	14,810	△2.5%	32	茨城	14,355	△1.2%	44	岩手	15,414	1.6%
9	群馬	13,681	△4.3%	21	和歌山	14,889	△2.5%	33	長崎	15,963	△1.0%	45	熊本	15,896	1.7%
10	石川	14,447	△4.3%	22	鳥取	14,888	△2.4%	34	佐賀	16,854	△0.6%	46	青森	15,596	1.7%
11	兵庫	14,880	△4.3%	23	山梨	14,618	△2.3%	35	新潟	13,909	△0.6%	47	鹿児島	15,918	2.6%
12	福島	14,738	△4.0%	24	岡山	15,285	△1.9%	36	高知	15,560	△0.3%				

（注 1）健康保険法第 3 条第 2 項被保険者に係る分は含まれていない。

（注 2）医療費は、社会保険診療報酬支払基金審査分（入院、入院外、歯科、調剤、食事療養、訪問看護に係るもの）である。

表 2 富山支部の加入者における 1 人当たり医療費の推移

	H29		H30		R01		R02	
	1人当たり 医療費	対前年 同月比	1人当たり 医療費	対前年 同月比	1人当たり 医療費	対前年 同月比	1人当たり 医療費	対前年 同月比
4月	12,926		13,085	1.2%	14,265	9.0%	12,796	△10.3%
5月	13,681		13,922	1.8%	13,905	△0.1%	11,643	△16.3%
6月	13,684		13,851	1.2%	14,075	1.6%	13,183	△6.3%
7月	13,891		13,950	0.4%	14,886	6.7%	R02.04~06 ↓ ↓ △10.9%	
8月	13,667		13,781	0.8%	14,344	4.1%		
9月	13,356		12,960	△3.0%	13,504	4.2%		
10月	13,956		14,603	4.6%	14,566	△0.3%		
11月	13,685		14,080	2.9%	14,299	1.6%		
12月	14,320		14,418	0.7%	15,146	5.1%		
1月	13,788		14,033	1.8%	14,814	5.6%		
2月	13,585		13,884	2.2%	14,319	3.1%		
3月	15,055		14,993	△0.4%	14,989	0.0%		
計	165,594		167,559	1.2%	173,111	3.3%		

（注 1）健康保険法第 3 条第 2 項被保険者に係る分は含まれていない。

（注 2）医療費は、社会保険診療報酬支払基金審査分（入院、入院外、歯科、調剤、食事療養、訪問看護に係るもの）である。

図 2 - 1 富山支部の加入者における 1 人当たり医療費の推移

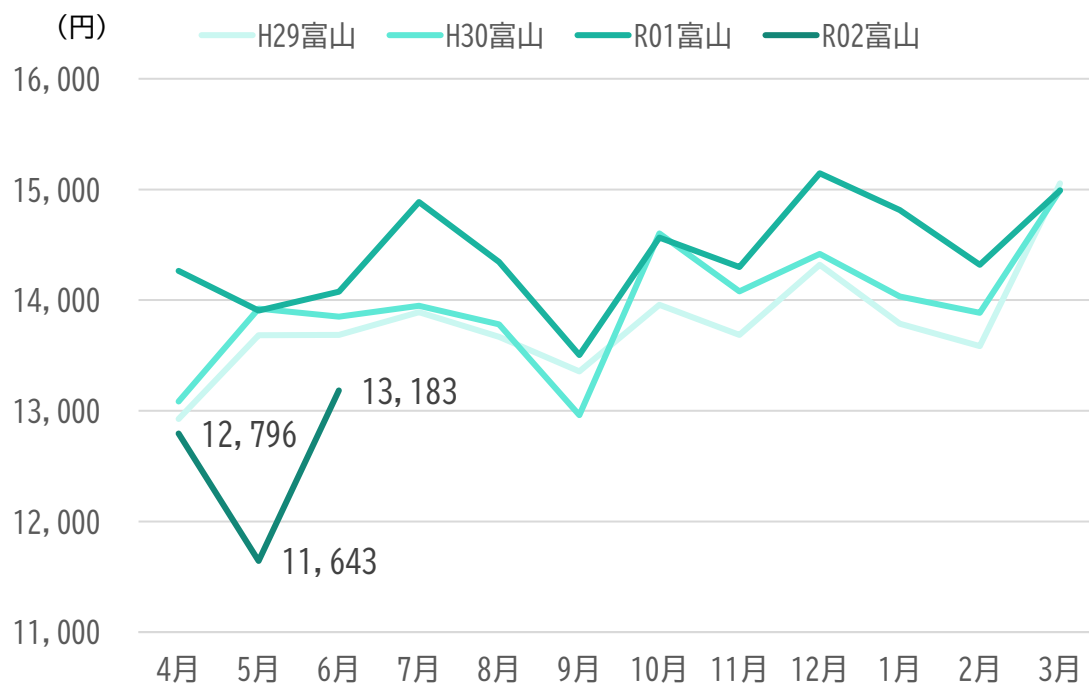


図 2 - 2 富山支部の加入者における 1 人当たり医療費の対前年同月比

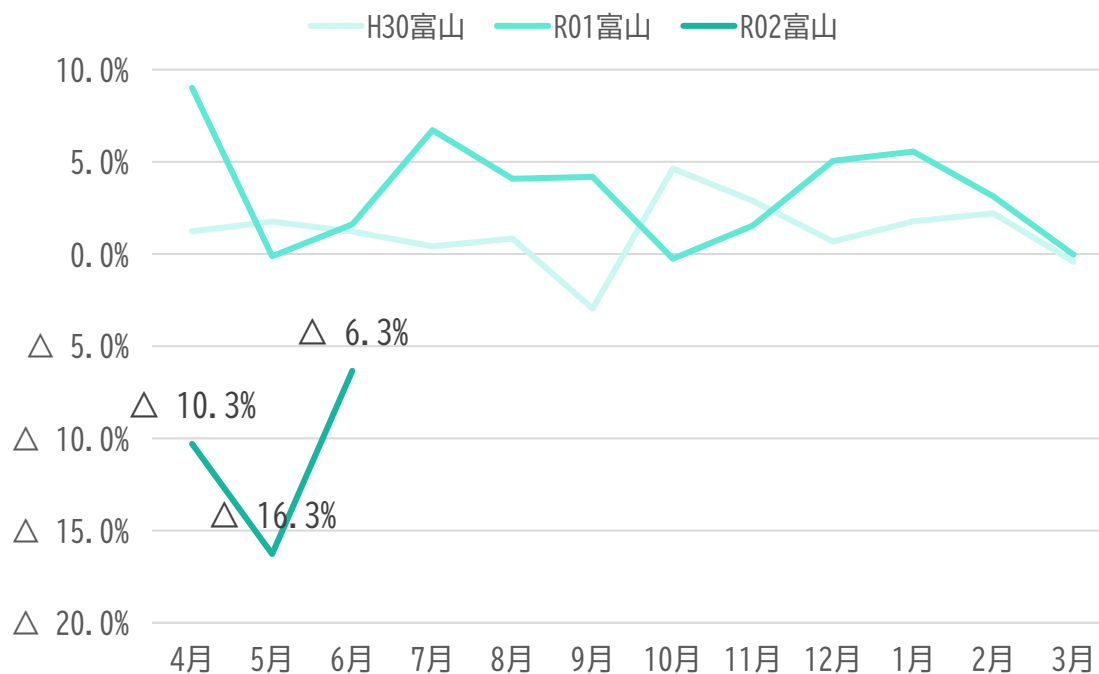


表3 全支部の加入者における1人当たり医療費の推移

	H29		H30		R01		R02	
	1人当たり医療費	対前年同月比	1人当たり医療費	対前年同月比	1人当たり医療費	対前年同月比	1人当たり医療費	対前年同月比
4月	13,828		14,025	1.4%	15,231	8.6%	13,482	△11.5%
5月	14,368		14,507	1.0%	14,613	0.7%	12,726	△12.9%
6月	14,625		14,739	0.8%	14,996	1.7%	14,549	△3.0%
7月	14,470		14,801	2.3%	15,786	6.7%	R02.04~06	↓↓
8月	14,377		14,631	1.8%	14,976	2.4%		△9.1%
9月	14,225		13,791	△3.1%	14,630	6.1%		
10月	14,629		15,466	5.7%	15,309	△1.0%		
11月	14,378		14,777	2.8%	15,241	3.1%		
12月	15,017		15,116	0.7%	15,860	4.9%		
1月	14,839		15,243	2.7%	15,212	△0.2%		
2月	14,498		14,695	1.4%	15,104	2.8%		
3月	16,058		16,319	1.6%	15,675	△3.9%		
計	175,311		178,109	1.6%	182,634	2.5%		

(注1) 健康保険法第3条第2項被保険者に係る分は含まれていない。

(注2) 医療費は、社会保険診療報酬支払基金審査分(入院、入院外、歯科、調剤、食事療養、訪問看護に係るもの)である。

図3-1 全支部の加入者における1人当たり医療費の推移

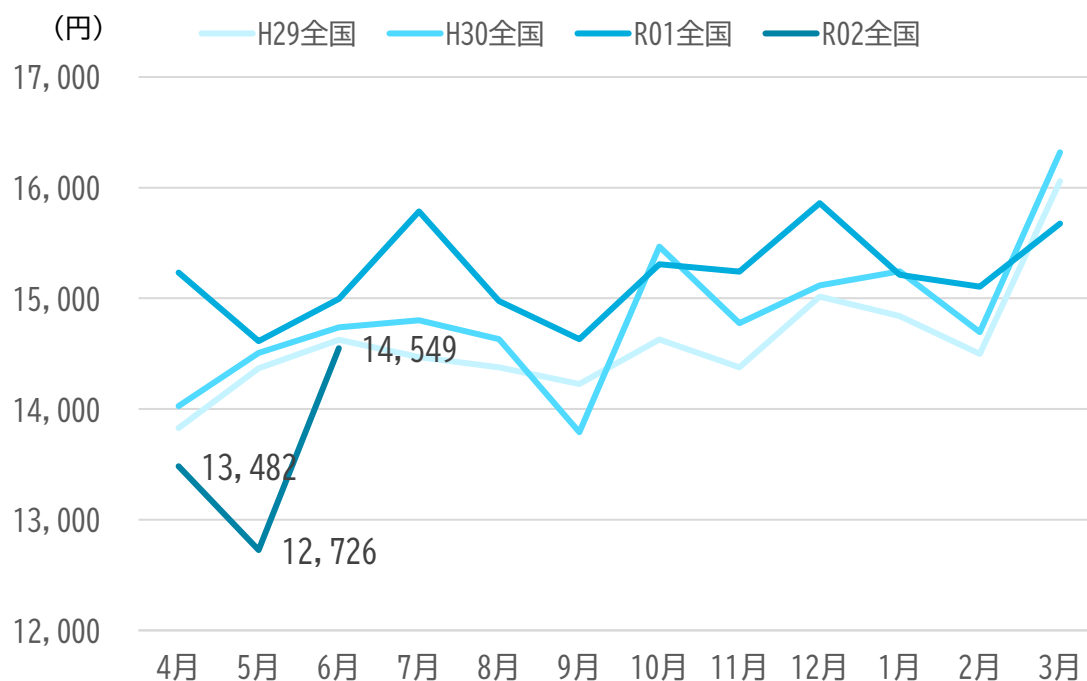
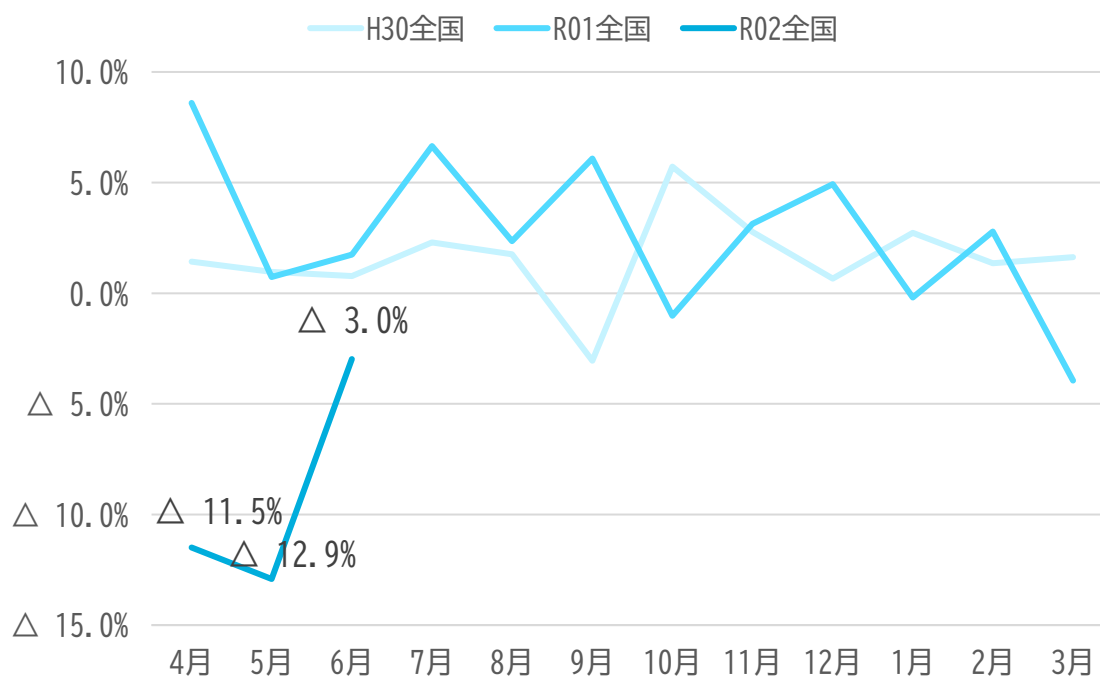


図3-2 全支部の加入者における1人当たり医療費の対前年同月比



2) 加入者1人当たり医療費の三要素分解

当支部の加入者における令和2年4～6月の月平均1人当たり医療費を三要素に分解してみると、入院の受診率は△16.5%（全支部の加入者平均△14.3%）、入院外の受診率は△19.7%（同△18.5%）といずれも大きく減少しています。

また、入院の1日当たり医療費は△0.4%（同3.6%）とほぼ横ばいである一方、入院外の1日当たり医療費は13.6%（同11.6%）と増加しています。

表４－１ 富山支部の加入者における１人当たり医療費（入院）の三要素分解

	入院							
	１人当たり 医療費	対前年 同月比	受診率	対前年 同月比	１件当たり 日数	対前年 同月比	１日当たり 医療費	対前年 同月比
H30. 04	3,681		7.84		9.76		48,087	
H30. 05	4,176		8.68		9.86		48,820	
H30. 06	4,089		8.58		9.70		49,128	
H30. 04~06	3,982		8.37		9.77		48,696	
H31. 04	4,028	9.4%	7.97	1.7%	9.49	△2.8%	53,266	10.8%
R01. 05	4,101	△1.8%	8.15	△6.0%	9.92	0.6%	50,709	3.9%
R01. 06	4,196	2.6%	8.53	△0.7%	9.59	△1.1%	51,321	4.5%
H31. 04~06	4,108	3.2%	8.22	△1.8%	9.67	△1.1%	51,732	6.2%
R02. 04	3,656	△9.2%	6.91	△13.3%	10.23	7.8%	51,725	△2.9%
R02. 05	3,430	△16.4%	6.34	△22.3%	10.59	6.8%	51,140	0.8%
R02. 06	3,710	△11.6%	7.33	△14.0%	9.78	2.0%	51,725	0.8%
R02. 04~06	3,599	△12.4%	6.86	△16.5%	10.18	5.4%	51,538	△0.4%

（注１）健康保険法第３条第２項被保険者に係る分は含まれていない。

（注２）受診率は、1000 人当たり件数を記載したものである。

表４－２ 富山支部の加入者における１人当たり医療費（入院外）の三要素分解

	入院外							
	１人当たり 医療費	対前年 同月比	受診率	対前年 同月比	１件当たり 日数	対前年 同月比	１日当たり 医療費	対前年 同月比
H30. 04	7,872		490.92		1.37		11,702	
H30. 05	8,166		514.45		1.38		11,518	
H30. 06	8,019		508.41		1.39		11,308	
H30. 04~06	8,019		504.59		1.38		11,506	
H31. 04	8,620	9.5%	516.24	5.2%	1.37	0.3%	12,147	3.8%
R01. 05	8,276	1.3%	512.03	△0.5%	1.34	△3.0%	12,089	5.0%
R01. 06	8,184	2.1%	509.42	0.2%	1.36	△2.6%	11,824	4.6%
H31. 04~06	8,360	4.3%	512.57	1.6%	1.36	△1.8%	12,021	4.5%
R02. 04	7,677	△10.9%	411.45	△20.3%	1.33	△3.1%	14,002	15.3%
R02. 05	6,898	△16.6%	378.69	△26.0%	1.30	△2.6%	13,983	15.7%
R02. 06	7,782	△4.9%	445.40	△12.6%	1.34	△1.5%	13,054	10.4%
R02. 04~06	7,453	△10.9%	411.82	△19.7%	1.33	△2.3%	13,652	13.6%

（注１）健康保険法第３条第２項被保険者に係る分は含まれていない。

（注２）受診率は、1000 人当たり件数を記載したものである。

表５－１ 全支部の加入者における１人当たり医療費（入院）の三要素分解

	入院							
	１人当たり 医療費	対前年 同月比	受診率	対前年 同月比	１件当たり 日数	対前年 同月比	１日当たり 医療費	対前年 同月比
H30. 04	3, 874		7. 68		9. 77		51, 674	
H30. 05	4, 119		8. 15		9. 75		51, 838	
H30. 06	4, 203		8. 32		9. 61		52, 534	
H30. 04~06	4, 066		8. 05		9. 71		52, 024	
H31. 04	4, 056	4. 7%	7. 90	2. 9%	9. 57	△2. 0%	53, 639	3. 8%
R01. 05	4, 125	0. 1%	8. 00	△1. 8%	9. 74	△0. 2%	52, 967	2. 2%
R01. 06	4, 226	0. 6%	8. 24	△1. 0%	9. 58	△0. 3%	53, 521	1. 9%
H31. 04~06	4, 136	1. 7%	8. 05	0. 0%	9. 63	△0. 8%	53, 374	2. 6%
R02. 04	3, 720	△8. 3%	6. 72	△15. 0%	9. 94	3. 9%	55, 726	3. 9%
R02. 05	3, 654	△11. 4%	6. 60	△17. 4%	10. 32	6. 0%	53, 608	1. 2%
R02. 06	4, 001	△5. 3%	7. 36	△10. 7%	9. 61	0. 3%	56, 544	5. 6%
R02. 04~06	3, 792	△8. 3%	6. 89	△14. 3%	9. 95	3. 3%	55, 305	3. 6%

（注１）健康保険法第３条第２項被保険者に係る分は含まれていない。

（注２）受診率は、1000 人当たり件数を記載したものである。

表５－２ 全支部の加入者における１人当たり医療費（入院外）の三要素分解

	入院外							
	１人当たり 医療費	対前年 同月比	受診率	対前年 同月比	１件当たり 日数	対前年 同月比	１日当たり 医療費	対前年 同月比
H30. 04	8, 414		501. 85		1. 42		11, 834	
H30. 05	8, 633		518. 28		1. 42		11, 697	
H30. 06	8, 630		516. 78		1. 44		11, 565	
H30. 04~06	8, 559		512. 31		1. 43		11, 696	
H31. 04	9, 325	10. 8%	536. 33	6. 9%	1. 42	0. 3%	12, 234	3. 4%
R01. 05	8, 763	1. 5%	514. 74	△0. 7%	1. 39	△2. 5%	12, 263	4. 8%
R01. 06	8, 856	2. 6%	522. 19	1. 0%	1. 42	△1. 7%	11, 951	3. 3%
H31. 04~06	8, 981	4. 9%	524. 42	2. 4%	1. 41	△1. 3%	12, 149	3. 9%
R02. 04	8, 123	△12. 9%	419. 52	△21. 8%	1. 39	△2. 0%	13, 899	13. 6%
R02. 05	7, 495	△14. 5%	397. 91	△22. 7%	1. 37	△1. 0%	13, 706	11. 8%
R02. 06	8, 596	△2. 9%	464. 12	△11. 1%	1. 41	△0. 7%	13, 146	10. 0%
R02. 04~06	8, 071	△10. 1%	427. 17	△18. 5%	1. 39	△1. 2%	13, 564	11. 6%

（注１）健康保険法第３条第２項被保険者に係る分は含まれていない。

（注２）受診率は、1000 人当たり件数を記載したものである。

紹介状なし大病院受診時定額負担について

- 紹介状なし大病院受診時定額負担の仕組み（以下「本制度」という。）は、平成 28 年度から一定規模以上の医療機関に定額の徴収が義務付けられています。

紹介状なしで受診する場合等の定額負担

➤ 保険医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携の更なる推進のため、平成28年度から一定規模以上の保険医療機関について、定額の徴収を求めているところ。

① 特定機能病院及び許可病床400床以上の地域医療支援病院については、現行の選定療養の下で、定額の徴収を責務とする。
⇒ 本年4月から対象となる病院について、現行の「特定機能病院及び許可病床400床の地域医療支援病院」から「特定機能病院と一般病床を有する地域医療支援病院（一般病床が200床未満であるものを除く）」とすることとしている。

② 定額負担は、徴収する金額の最低金額として設定するとともに、初診については5,000円（歯科は3,000円）、再診については2,500円（歯科は1,500円）とする。

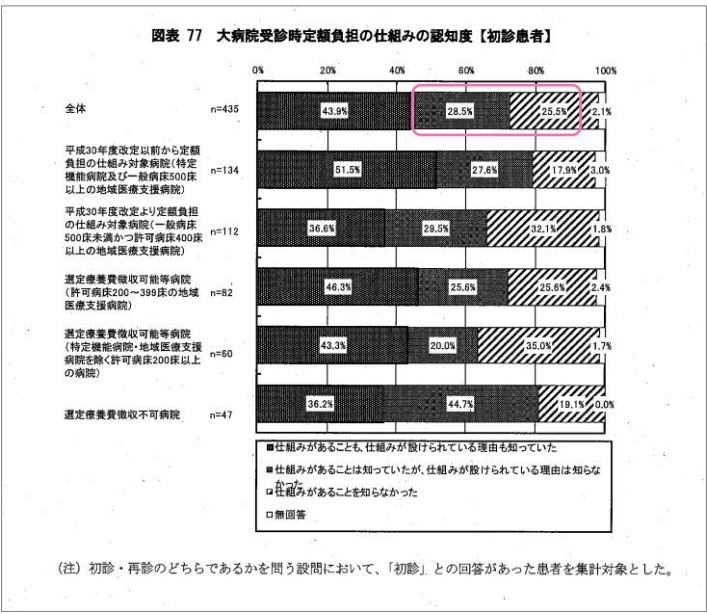
③ 現行制度と同様に、緊急その他やむを得ない事情がある場合には、定額負担を求めないこととする。その他、定額負担を求めなくても良い場合を定める。
〔緊急その他やむを得ない事情がある場合〕
救急の患者、公費負担医療の対象患者、無料低額診療事業の対象患者、HIV感染者
〔その他、定額負担を求めなくても良い場合〕
a. 自施設以外の診療科を受診中の患者
b. 医科と歯科の間で院内紹介した患者
c. 特定健診、がん検診等の結果により精密検査の指示があった患者 等

➤ なお、一般病床200床以上の病院については、緊急その他やむを得ない事情がある場合を除き、選定療養として特別の料金を徴収することができることとされている。

3

【令和 2 年 3 月 12 日第 126 回社会保障審議会医療保険部会資料 1-2 より引用】

- 初診患者の本制度の認知度において、「仕組みがあることは知っていたが、仕組みが設けられている理由は知らなかった」または「仕組みがあることを知らなかった」と回答した割合は 54.0%。



【平成 30 年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査報告書より引用】

- 図表 83 調査対象医療機関を受診した理由(複数回答、平成30年度改定より定額負担の仕組み対象病院(一般病床500床未満かつ許可病床400床以上の地域医療支援病院)受診患者)
- 【総計】
n=112
- 【再診】
n=31
-
- | 理由 | 【総計】
n=112 | 【再診】
n=31 |
|--|---------------|--------------|
| どの診療科に行けばよいかわからないが、この病院は療科の種類が多く、様々な病気に対応してくれているから | 42.0% | 33.5% |
| 遠んでいる診療室がこの病院でないと受けられないから | 9.8% | 3.2% |
| 症状が重く、この病院で受診する必要があると思ったから | 16.1% | 9.7% |
| 行きやすい場所にある医療機関がこの病院だけだから | 23.2% | 6.5% |
| 以前診てもらった医師がいるから | 12.5% | 35.5% |
| 高度で専門的な医療を受診できるから | 20.5% | 16.4% |
| 既にこの病院に通院しており、受診する医療機関を変えたくなから | 3.6% | 45.2% |
| この病院は評判が良いから | 15.2% | 22.3% |
| 複数の診療科目で1日で受診できるから | 6.3% | 12.9% |
| 予約ができ、待ち時間が短いから | 1.8% | 3.2% |
| 薬の処方期間が長く(回数も受診しなくてもよいから | 0.0% | 0.0% |
| 親族、知人等に勧められたから | 20.5% | 0.0% |
| 大病院受診時定額負担の支払いが安いから | 0.0% | 0.5% |
| その他 | 12.5% | 3.2% |
| 特に理由はない | 3.6% | 0.0% |
| 無回答 | 0.0% | 0.0% |

● 本制度の対象病院における対象患者比率は44.6%と高い傾向にあります。

【平成 30 年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査報告書より引用】